

平成22年第22回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

平成22年6月9日

【開会】	1
諸報告	
・ 例月現金出納検査報告書の配付	
・ 出張報告	
・ 職員紹介	
【会議録署名議員の指名】	2
日程第1 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	2
日程第2 会期の決定	
【要望審査付託】	2
日程第3 要望第13号 浦子内町内会からの要望書	
【報告第1号、報告第2号上程、報告】	3
日程第4 報告第1号 平成21年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
日程第5 報告第2号 平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
【議案第1号～議案第13号上程、説明】	3
日程第6 議案第1号 平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
日程第7 議案第2号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて	
日程第8 議案第3号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて	
日程第9 議案第4号 平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	
日程第10 議案第5号 平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	
日程第11 議案第6号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
日程第12 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
日程第13 議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
日程第14 議案第9号 企業立地促進条例の一部を改正する条例	

日程第15 議案第10号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第16 議案第11号 葛巻町地域情報化基盤整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第17 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第18 議案第13号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

【一般質問】

日程第19 一般質問

1 1番 柴田 勇雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(1) 口蹄疫対策について

(2) 第71回国体開催地内定に係る対応について

2 5番 山岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(1) 遊休農地について

(2) 子宮頸がん予防対策について

平成22年第22回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成22年5月20日(木)					
招集年月日	平成22年6月9日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年6月9日～平成22年6月14日 6日間					
会議の月日	平成22年6月9日(水) 開会10時00分 閉会14時00分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	5番	山岸 はる美	8番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局総務係長	千葉 隆則		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	橘 隆	病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成22年第22回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

これから今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

日程に入るに先立ち諸報告をします。

例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しております。ご参照願います。

次に出張報告をします。

4月12日、県庁等関係機関訪問のため、盛岡市に出張しました。

4月13日、平庭トンネル早期着工・完成促進住民大会実行委員会出席のため、久慈市に出張しました。

4月19日から20日まで、輝くふるさと常任委員会視察研修および政務調査会総会のため、宮城県に出張しました。

4月21日から22日まで、岩手郡町村議会議長会通常総会出席のため、雫石町に出張しました。

4月24日、しらかばの湯2周年記念誕生祭平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

5月17日から19日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

5月31日、国道340号整備促進期成同盟会総会出席のため、遠野市に出張しました。

6月2日、国道281号整備促進期成同盟会総会出席および要望のため、盛岡市に出張しました。

6月5日、第9回平庭トンネル早期着工・完成促進住民大会出席のため、久慈市に出張しました。

6月5日から6日まで、第36回岩手県人の集い出席のため、東京都に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、平成22年第20回葛巻町議会定例会から本日までにおいて、葛巻町議会会議規則第120条ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

次に副町長から発言の申し出があります。

去る4月の町職員の人事異動後、初めての議会でありますことから、改めて職員の紹介をしたいということでありますので、これを許します。副町長。

副町長 (触沢義美君)

ご苦労様でございます。

4月の職員の定期異動によりまして、異動ありました課長等をご紹介させていただきます。

議員席から向かいますして左の席から紹介いたします。総務企画課長の村中英治でございます。健康福祉課長の野表壽樹です。次に、向かいますして右側の席を紹介させていただきます。建設水道課長の遠藤彰範です。次に、農業委員会事務局長、和野一男です。以上で、ご紹介を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで副町長からの職員紹介を終わります。

以上で諸報告を終わります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により議長から、5番、山岸はる美さん、8番、辰柳敬一君を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、本定例会の招集にあたり6月1日に議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、姉帯春治君。

議会運営委員長（姉帯春治君）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

6月1日午前9時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等について協議しました。その結果、会期は本日6月9日から6月14日までの6日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（中崎和久君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日9日から6月14日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの6日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりです。ご承知願います。

次に日程第3、要望第13号、浦子内町内会からの要望書については、議会運営委員会の協議を踏まえ、輝くふるさと常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、要望第13号、浦子内町内会からの要望書については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました要望第13号については、今会期中に審査を終え、6月14日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、要望第13号については、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に日程第4、報告第1号、平成21年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、および日程第5、報告第2号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件について一括で説明を求めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号および報告第2号について、一括で説明を求めることに決定しました。

順次説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

(別添報告説明)

議長 (中崎和久君)

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。

日程第4、報告第1号、平成21年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第1号、平成21年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に日程第5、報告第2号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第2号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に日程第6、議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第8号)の専

決処分に関し承認を求めることについてから、日程第18、議案第13号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの13議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号までの13議案を一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

次に、病院事務局長。

病院事務局長 (鳩岡修君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第13号までの13議案については、輝くふるさと常任委員会に付託のうえ審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号までの13議案の審査については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第1号から議案第13号までについて、今会期中に審査を終え、6月14日の最終本会議で委員長報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号までについては、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

なお、議案第1号から議案第13号までの審議は、明日10日の午前10時から行いますので、ご承知願います。

ここで11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 11時02分)

(再開時刻 11時15分)

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19、一般質問を行います。

今回の定例会には2名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私から、次の2項目について質問いたします。

まず最初に口蹄疫の対策について伺います。

4月20日、宮崎県で確認されました口蹄疫問題はその後も宮崎県内で猛威をふるい続け、200,000頭を超える牛や豚が殺処分対象になっております。家族同然大切に育ててきた牛や豚を一度に失わなければならない畜産農家の心境は想像を絶する悲しみと深刻な経営状態に陥っていると伝えられております。同時に全国で畜産業を営む農家の方々は感染力の強い家畜法定伝染病口蹄疫の感染に怯え、不安に陥れられ、この危機的状況が1日も早く終息することを望んで、普通の生活に戻りたいとインタビューに答えております。

口蹄疫は牛や豚などの偶蹄類動物に感染する家畜の急性伝染病で、世界的に恐れられ、アジアでは今年に入り中国、韓国、台湾等の隣国で発生していることから、ウイルスの侵入はいつも予断を許さない状況と警戒されています。

日本では平成10年にも宮崎県で発生し、北海道に飛び火した事例があります。今回宮崎県の発生では、これまで日本で前例がなかった豚に感染が及んだため、牛の1,000倍とも言われる口蹄疫ウイルスが猛烈な勢いで増殖され、爆発的に広がったと家畜専門家は見ているようです。また、最初の口蹄疫発生場所が畜産農家が密集している地域で、伝播力が強かったと言われておりますが、口蹄疫ウイルスがどのように侵入し、何を媒介にして広まったか、感染源、感染経路のはっきりしたことは未解明ということでもあります。

口蹄疫に対する国のシステムの複雑さから、異常発生から10日目ようやくウイルスが確認され、この間に急速に感染拡大したとされ、危機意識欠如と初動態勢や、消毒作業の遅れが国内最悪の事態につながったと、畜産関係者から強く非難されております。

また、国の責任で埋却用地の確保や強制的に家畜の殺処分を可能にすることを柱とした口蹄疫対策特別措置法がようやく6月4日に交付、施行されたばかりで、完全に後手対応と言わざるを得ない状況となっております。

ワクチン接種した家畜の大量処分もこれからで、埋却用地確保もままならないという

報道情報であります。家畜伝染病の基本は予防、発生、封じ込めの一体対応が不可欠ということですが、目下の最優先課題は消毒を徹底した宮崎県内での口蹄疫の封じ込めによる感染拡大防止にあると言われております。

当町は酪農を基幹産業とし、100年を超える長い酪農歴史を誇る町として、この口蹄疫問題は畜産農家に直接降りかかる看過できない、極めて大きい問題が含まれております。同時に町としての率先したウイルス侵入防止対策が強く求められている現状です。対策の早過ぎや大げさ過ぎという考えではなく、宮崎県の窮状を対岸の火事とせず、畜産農家の方々が安全、安心して働ける体制づくりが急務となっております。

また、口蹄疫という病気そのものが分からなく、町の情報が町民によく伝わってこない現状にあります。口蹄疫という病気がどういうものなのか、どのような対応が必要なのか、そして実際にとられている対応策はどうなっているのか、正確な情報提供等が必要と思われませんが、最初に次の事項について伺います。

1つ目といたしまして、口蹄疫対策の危機管理態勢と、事前対応策は現在どのような状況になっているでしょうか。

2つ目として、この口蹄疫問題により、10月に北海道で開催される全日本ホルスタイン共進会は来年に延期されたと聞いておりますが、8月に当町で開催予定となっている県畜産共進会ホルスタインの部はどのような状況になっているでしょうか。

次に第71回国民体育大会開催地内定に係る対応について伺います。

第71回を迎え、2巡目となる岩手国体が6年後の平成28年に本県で開催され、久慈市を中心とした、葛巻町を含む近隣8市町村での、軟式野球競技の開催がすでに内定しております。

当町での国体競技の開催は、初めてのことであり喜ばしい限りであります。小さな町での公式のスポーツ全国大会の開催ができるチャンスは、なかなか巡り合わせることができない大きな出来事と思っております。

特に国体は、アマチュアスポーツ最高の祭典として、全国都道府県の選手諸君が集い、覇を競い合うレベルの高いスポーツ大会で、国体開催を今から期待し、楽しみにしております。

また、国体開催地では大会期間中の選手、役員、来場者のおもてなしはもとより、競技に直接関係を持たない住民の方々が自ら創意工夫を凝らし、大会の盛り上げや成功に向けた諸活動を行い、その実績等が日常生活の中に活かされていく光景が見受けられます。

岩手国体は、6年後の開催となり、まだ先のことと思いがちですが、時間があるようでないのが現実となってくると思われます。

当町の場合、平成5年にオープンした総合運動公園野球場が軟式野球競技施設として使用されるものと思われませんが、国体開催時には施設も23年を経過し、大分老朽化が進むものと思料されます。また、受け入れ態勢などの諸準備も計画的に進めていく必要があると思われしますので、次の事項について伺います。

1つ目といたしまして、今後軟式野球競技施設の整備等について、どのように考えているでしょうか。

2つ目に、町挙げての受け入れ準備態勢と関係スポーツ団体との連携構築はどのように図っていくつもりでしょうか。

以上、この2項目についてお尋ねいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田委員の質問に対してお答えをいたします。

まず、1件目の口蹄疫対策についてお答えをいたします。

第1点目の危機管理体制と事前対応策についてであります。口蹄疫は牛、豚、羊等の偶蹄類の動物が口蹄疫ウイルスに感染することによって起こる急性熱性伝染病であります。家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されておるところであります。

発熱、元氣消失、多量のよだれがみられ、口や蹄などに水疱を形成し、足を引きずるようになり、産乳量や産肉量が減少し、死亡率は低いものの感染力が極めて強いことから、感染した家畜は発見され次第殺処分されるとともに、地域単位で移動制限がかけられるため、経済的被害が大変大きく畜産関係者から最も恐れられている伝染病の一つとされております。

去る4月20日に宮崎県都農町の肉用牛繁殖農家で、国内では10年ぶりに口蹄疫の発生が確認されたわけではありますが、その後豚へと感染が広がり、現在も感染の拡大が続いており、殺処分された家畜の埋却が追いつかない状況にあると伺っております。

町では4月20日午後3時ころではありますが、岩手県中央家畜保健衛生所から口蹄疫発生第一報を受け、直ちに全畜産農家、酪農家、それから肉用牛の農家ではありますが、異常な牛はいないか、今年の2月以降に九州から導入した牛はいないか、輸入粗飼料を使っていないか、この3点につきまして問い合わせを行ったところであります。翌日の21日までに異常な牛がいらないことと、九州から導入した牛がいらないことを確認いたしましたところであります。

その後、岩手県中央家畜保健衛生所の指導を受け、畜産農家に注意を喚起するチラシを配布するとともに、町の広報くずまき5月号でも注意を呼びかけております。家畜防疫互助事業への加入の周知を図り、全戸から加入をしていただくなどの対策を講じてまいりました。

しかし、宮崎県での感染拡大が収まらないことから、町では5月18日、岩手県で最も早く葛巻町口蹄疫防疫対策会議を設置いたしましたところであります。関係機関、団体等の役割と、それから引き続いて情報収集、そして情報の共有に努めることを確認するとともに、感染状況により随時対策を講じることといたしました。口蹄疫の侵入防止のため、畜産農家および町民への周知と併せて、緊急対策として消毒薬を全畜産農家へ配布することを決定し、その準備を進めたところでございました。3日後に開催されました岩手県口蹄疫防疫対策連絡会議におきまして、配布時期を同じくして消毒薬を県が配布することが決定され、消毒薬は5月28日に本町に届き、翌29日には全畜産農家305

戸であります。配布をいたしたところであります。町では、消毒液が不足した場合の畜産農家への追加配付等に対応してまいりたいというふうに考えております。

口蹄疫は人には感染しないと言われておりますが、極めて感染力が強く、感染した場合の経済的損失が大きいことから、発生した農場では直ちに全頭殺処分するとともに、発生農場から半径10キロ以内の移動制限区域と、半径20キロ以内の搬出制限区域を設定することが定められております。本町で発生した場合、最悪牛がいなくなることも考えられ、壊滅的な被害が想定されるものであります。畜産を基幹産業とする本町では、絶対に口蹄疫の侵入を防がなければなりません。

口蹄疫の侵入防止には畜産農家のみならず、町民の方々のご理解とご協力も大変重要であります。5月26日付けで全戸へのチラシの配布と、5月に続いて6月にも広報くずまきで注意を喚起しているところであります。また、手作りの畜舎への立入禁止の看板であります。町の職員が作成をいたしまして、農業委員の皆さん方から畜産農家へ口蹄疫の防疫の呼びかけと併せて看板の配付をしていただいたところであります。

今後の本町での対策でございますが、侵入防止対策の徹底と、それから万が一が口蹄疫が発生した場合の防疫体制の整備であると考えております。

侵入防止対策の徹底については、農場を出入する際の車両や靴等の消毒の徹底、あるいは発生国、発生地域への旅行の自粛等を引き続き呼びかけてまいりますが、さらに畜舎消毒事業等による対策を進めるため、その対策等を補正予算に計上をいたしたところであります。

万が一が口蹄疫が発生した場合の防疫体制の整備については、平成16年3月に岩手県が策定しました口蹄疫防疫マニュアルで、初動防疫から清浄化するまでの基本手順を始め、現地対策本部各班における家畜保健衛生所、市町村、農協等の関係機関、団体の役割分担が明確に定められているところであります。私を本部長とする口蹄疫対策本部設置要領を始め、緊急連絡網の整備、埋却地の確保、消毒ポイントの設置、支援人員集合施設の確保、中央家畜保健衛生所と連携しながら現在整備中であります。

また、農家がとるべき行動、役割についても、随時情報提供しながら的確な対応が行われるよう指導してまいります。

2点目の県畜産共進会への影響についてであります。第54回岩手県畜産共進会ホルスタイン種の部につきましては、酪農を基幹産業とする本町酪農家から葛巻で岩手県畜産共進会を開催したいという強い願いを受け、岩手県および岩手県畜産協会に誘致を要望してきたところであります。関係各位の特段のご配慮により、今年8月28日に町村合併55周年記念事業の一環といたしまして開催することが決定しております。

今回の岩手県畜産共進会は、第13回全日本ホルスタイン共進会の選抜会も兼ねた会でもあり、全日本ホルスタイン共進会が中止となったことや、口蹄疫の感染が懸念されたことなどにより、6月2日の県畜産共進会運営委員会で中止の決定がなされたところであります。今の状況を見るにやむを得ないものと思っております。町としては、次年度当町で開催できるよう改めて関係者に働きかけてまいりたいと考えております。

2件目の第71回国体開催地内定に係る対応についてお答えいたします。

軟式野球競技については、その競技施設基準において規定する野球場を5面要するこ

となどから、盛岡市や北上市などを除いた単独市町村での開催は難しいものでありますが、久慈市がいち早く軟式野球競技の開催に意欲を示し、隣接する6町村、洋野町、野田村、普代村、軽米町、九戸村、そして当町葛巻に連携招致を呼びかけ、7市町村連携による招致準備委員会を立ち上げ、県や県議会、関係団体等に対し要望活動を行ってきたところであり、これらを受け、平成22年3月29日に開催された岩手県国体準備委員会常任委員会では、先に述べた7市町村に、地域的な配慮により岩泉町を加えた8市町村での軟式野球競技開催を決定、本町が国体会場地として正式に内定したものであります。

ご質問の軟式野球競技施設の整備等についてであります。本町における競技施設としては、総合運動公園野球場が対象となるものであります。

先般、国体開催地決定に伴う中央競技団体正規視察団が来県し、本町を始め8市町村の競技会場を視察しましたが、それぞれの競技会場について、大会運営と競技における選手の安全確保面等から改善を要する点の指摘、アドバイスをいただいたところでございます。この視察における指摘点では、本町競技場につきましては、本部席の間仕切りや、ベンチ前フェンスとバックネット下部へのラバーの付設、それから扉の隙間やバックネットつなぎ目の隙間の封鎖等があげられました。これらの点につきましては、他球場の実態も調査しながら、計画的にその整備を進めていきたいと考えております。

2点目の町挙げての受け入れ準備体制と関係スポーツ団体との連携についてであります。まずは関係する8市町村で4月15日に第71回国民体育大会軟式野球開催準備委員会を立ち上げたところであり、この8市町村連携のもとに受け入れ体制を整備していかなければならないと考えているところであります。この準備委員会には、各市町村の関係団体から委員として参画いただいておりますので、そのご意見も踏まえながら連携を図ってまいります。

このような全国大会の受け入れと運営には、審判や記録員、アナウンスなど競技に関する知識と関心を有する多くの関係者の協力が必要不可欠であると認識しております。町体育協会等関係団体を通じ、そうした関係者の指導、育成を図ってまいります。

岩手県の国体開催方針の1つに、簡素、効率化に努める手づくりの大会を掲げております。このことは、既存施設の有効活用など国体改革の趣旨も踏まえて簡素、効率化に努めるとともに、運営全般にわたりボランティアや民間活力を積極的に導入するなど、県民による手づくりの運営を目指しているものであります。このことを広く町民にもご理解をいただき、町民の各種スポーツ競技力の向上、日常生活へのスポーツ普及と健康づくり推進の貴重な機会と捉え、国体開催に向け積極的に体制を整備してまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず口蹄疫の関係についてお尋ねをいたしたいと思っております。

当町で口蹄疫にかかるとされている牛や豚、町内の畜種別の頭数の実態はどのくらいになっているのでしょうか。まず、これからお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

ただいまのご質問ですが、畜種別の頭数ということでございます。併せて戸数についてもお知らせさせていただきます。

牛でございますが、301戸で11,401頭となっております。それから豚ですが2戸で1,824頭。めん羊が3戸で178となっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この数については分かりました。牛11,000を超える数、豚1,800を超える数、あと、その他として178、大分多いことでございます。

先ほど町長からの答弁でも、当町にこういったような重大な口蹄疫が持ち込まれて、侵入された部分については、非常に壊滅的な打撃を受けるというふうなことは、私も同感でございます。当面この消毒薬等の配布でございますが、県から配布になったというふうなことでございますが、町では、今回も補正予算には出ているわけでございますが、予算を通ってからうんぬんというふうなことを言っていられないかと思っておりますが、非常に県からの配布の数は少ないと私は伺っております。広い畜舎の場合は非常に、1袋か2袋しか配布になっていないというふうなことを伺っております。そうしますと、また購入しなければならないというふうな事態になってくるかと思っておりますが、町ではそのような県の配布に引き続き、どのような対応策を練っておられるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先般県の方から配布いただいたのは、踏み込み消毒薬を配布いただいたものでございます。1世帯当たり25キロの薬を、消石灰を1袋ずつ配布いただいております。これは1キロ当たりにしますと、踏み込みですので、水で溶かすわけですが、その際は1キロ当たり25リットルに換算できるものでございます。そうしますと、625キロでございますので、約60日分相当ぐらいにはなるものと思っております。とは言いましても、頭数、あるいは出入口等によって、その農家の頻度が違うわけですので、必ずしも60日分が間に合うわけではございません。そういった部分、県からも、町としては引

き続き、今の状況が長くなった場合は、この踏み込み薬に対する配布を検討しているところでございます。

また、今回の補正にもお願いしている部分につきましては、踏み込み消毒薬ではなくて、牛舎そのものに対しての消石灰の吹き付けを予定しておるところでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

町でも引き続き追加配布するというふうな基本的な考え方のようでございますが、こういったような消毒薬、液ともに重要な侵入防止の対策になるかと思っておりますので、この配布時期等については、ひとつ早め早めに対応をしていただきたいなど、このように思っております。

また、牛舎等への立入禁止も農業委員会の方では配布したというふうな新聞報道も聞いております。こういったようなことも大変大切なことと思っておりますが、牛舎への一般開放や、あるいは家畜との触れ合いのイベント、そういったような部分については今どのような形でのしょうか。これまでは、どちらかといえば自由におやりになっているようなことのように考えておりますけども、こういったような口蹄疫という、ものすごい感染力の強い病気が入った場合の、こういったような対応については、本当に張り紙だけでいいのか、こういったようなイベントへの影響等については、どのようなお考えがあるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

口蹄疫対策と別と言えはあれですが、現在乳質改善のためのミルク診断を農家の方に回ってございます。その際にも口蹄疫対策については農協職員、あるいはうちの職員と状況を説明しながら農家へ周知徹底を図っているところございまして、そのひとつとして出入口を厳しく制限するとか、出入りする際は入口を1か所にするとか、出入りする際の車両、靴等の消毒の徹底等の衛生管理、使用管理の徹底を呼びかけているところでございます。

また、町内でもイベントが開催されているわけですが、その際についても、それぞれの第3セクター等にも周知の徹底をお願いしているところございまして、今週くずまき高原牧場まつり等が開催され、相当な人数が想定されるわけですが、特に畜産開発公社には徹底をお願いしているところでございます。牛がいるエリアとイベントが行われるエリアとは徹底した区別をし、牛がいる部分については出入りを禁止するような措置をとってもらってございます。

先般県の農林振興課からの、こういった措置の周知の徹底をしてくださいというような通知がございますが、現在畜産開発公社につきましても、その範囲内での対応をしていただくような状況になってございます。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、そういったような感染がなされると思われるような部分については、非常に大事な部分でございますから、今のような危機管理で対応していただきたいなど、このように思うわけです。

それで、先ほど県では対応マニュアルなどを作ってというふうな答弁でございましたけれども、今回非常に初動体制の不備があったと、そしてまた、宮崎でもこのマニュアルがあるにも関わらず、このような形になったというふうな報道等があるわけですが、平成16年に作ったマニュアルが本当に現在かかっている口蹄疫に対応できるようなマニュアルになっているのでしょうか。その辺も私は再検討をするべきではないのかなというふうにも思っておりますし、また、こういったような一旦、万が一町内に侵入がなったような部分についての緊急対策計画などはどのようになっているのでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先程来話が出ておりますとおり、今回の口蹄疫は国内では10年ぶりということで、正に初動体制の遅れというのは指摘されておるわけでございます。

もし感染した場合は、国においては中央対策本部、それから県においては県対策本部におきまして、さらに中央家畜保健所に現地対策本部が置かれることになってございます。さらに町においては自衛対策本部、これは先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町長が本部長となるものでございます。

そういった中で、特にも町の自衛対策本部としては町長本部長と農協、あるいは農業共済組合、普及センター等からも当然応援をいただかなければならないと思っておりますし、また役場内におきましても課長等をそれぞれの班、あるいは班長にお願いしながら、この対策に万全を期したいと思っております。必ずこの体制が万全かという部分でございますが、これも先程来話ありますとおり、現在中央家畜保健衛生所等の指導を受けながら、さらに精査しておるところでございます。ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず今回の口蹄疫では非常に早期発見が遅れたというふうなこと等で、非常に10日間もかかったというふうな話でございますが、そういったような部分、早く畜産農家でも簡易的に検査できる方法などが無いのか。必ず、最終的な確定は、やはり公式な発表を待たなければならないわけでございますが、おかしいな、変だなというときに、簡易検査方法などが現在の家畜の伝染病にはないもののでしょうか。私はこの畜産の専門家ではございませんので、その内容については分かりませんので、この簡易の検査方法等で早期発見につながるような対応策がないもののでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

もし発生した場合といいますか、農家等が症状がおかしいという場合は、獣医師に相談することになると思います。そうしますと、獣医師は県の家畜防疫員でございますが、これは獣医師を、大変失礼しました。症状等によりまして、それぞれ農家が獣医師に相談するわけでございますが、その後獣医師から県の家畜防疫員に通報することになってございます。その際検体は、現在岩手県では家畜衛生保健所が3か所あるわけでございますが、一括して中央家畜衛生保健所から国の検査機関に検体を送って、そこで最終的な確認をするというようなことになってございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いろいろ経由をしますと、非常に時間ばかりかかるというようなことで、イギリスの2回目の発生例では、すぐに農家から国の方に通報して、すぐに獣医師等がその検査等に当たるというふうなことで、最小限に抑えたというふうな例等も聞いております。そういったようなことも大事なことでございますけども、そういったような国との複雑な関わり方ではなくて、簡単な、そういったような、すぐに対応できるような体制づくりも私は大事ではないかなと、このように思いますし、また何かこのように医学的に進んでいる世の中で、こういったような簡易検査方法なども、ぜひ国の機関を始めとした県、そういったようなところでご指導いただければありがたいなと思うのでございますが、こういったような部分で、昔からのマニュアルだけでは到底私は対応できない、ものすごいスピードでの感染力を持っておりますので、そういったようなことも十分意に配していただきたいなと、このように思っております。

また、対策会議なども開催したというふうなことでございますが、こういったような酪農を基幹産業とする本町でございますので、こういったような部分での警戒本部、あ

るいは対策会議などの今後の開催状況、そしてまた、畜産農家への指導、そしてまた、住民からの協力をいただかなければならない部分が大変多くあると思っております。そういったような部分については、どのように考えているでしょうか。

そしてまた、10年前にも、先ほども申し上げましたとおり宮崎で発生し、北海道に飛び火したというふうな、そういうふうな過去があるわけでございまして、岩手の方にも、こういったような部分では、飛び火した部分については非常に心配されるわけでございます。その危機感を持たなければならないというふうな意味から、こういったような葛巻独自の警戒本部とか、その対応の対策会議などの開催をどのように考えておられるでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

対策本部会議につきましても、当然随時それぞれの機関が情報を共有しながらしていくものと思ってございます。

これまで宮崎県の状況を見ますと、数日前までは1日10件から20件ほど、それぞれ発病が確認されてきたところでございますが、昨日は2件となつてございます。やや下火になってきたのかなと思ってございますが、当然まだまだ予断を許せる状況にはなつてございません。そういった中で、ほかの機関、団体等の対応等も見極めながら、連携した対策を当然講じていかなければならないと思ってございますし、農家の意識につきましても、これまで以上に危機感を持っていただくように取り組んでいかなければならないし、当然酪農家のみならず、町民皆さんからのご協力もいただかなければならないと思ってございます。状況を的確に捉えながら、農家への情報提供、それから指導は徹底していくつもりでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

国、県、町との連携はスムーズにとっておることと思っておりますけども、この辺の連携については十分吟味をしながら、早急なる対応をやりまして、畜産農家への安心対策を進めていただきたいなど、このように思っております。

また、この町の情報でございますが、町でもホームページなども開設してるわけでございますが、こういったような町での口蹄疫に対するホームページは現在どのような形になっているでしょうか。

そしてまた、今宮崎県ではこの口蹄疫で非常に苦悩しております。口蹄疫の義援金なども今募っているようでございますが、こういったような口蹄疫の義援金については、どのような取り組みをされる予定でしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

ご指摘いただきましたように、現在町のホームページの方には、この分については掲載してございませんが、速急に掲載し周知をしていきたいと思っております。

なお、義援金につきましても、現在具体的には取り組んでございませんが、これにつきましても農協等からも話がございいますので、連携した中でしていければいいのかなと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

義援金の関係でございいますが、今回の牧場まつりの会場におきましても、公社で今来場者に対して口蹄疫の発生に係る影響等を受けた農家に対する支援というようなことの中で呼びかけながら、今回の牧場まつりでも、それを対応するというところで今進めているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この宮崎県そのもので義援金などを募っているようでございますので、こういったような機会を見つけながら、やはり、このように苦しんでいるときは、お互いの精神で、ぜひ義援金などの取り組みについても取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

ホームページについては、早急なる対応を求めたいと、このように思っております。

いずれにいたしましても、口蹄疫が入ってからでは遅いわけでございますので、この口蹄疫に対する危機感をもっともっと持っていただきながら、取り組んでいただきたいなど、このように思っております。口蹄疫につきましても、まだ終息したわけでもございません。この宮崎で終息し、国が終息宣言するまでは粘り強い対策が必要と思っております。そういったような意味から町の果たす役割は大変大きなものがあると思っておりますので、本当にこういったような口蹄疫に対する取り組みについては嚴重に、そのような畜産、酪農家のためにご尽力をいただきたいなど、このように思っております。

口蹄疫については以上で終わらせていただきまして、次に国体の方に入らせていただきたいと思っております。

国体の方については、非常に私は住民との連携を、せっかくの初めての国体の開催で

ございますので、先ほどの答弁にもありましたけれども、ボランティアとか、民間活力を引き出すような、この町民こそっての国体になればいいなというふうに願っております。こういったような部分については、国体については、その選手、役員のみならず、町民が参画して初めて成功裏に結びつくのではないのかなというふうに思っております。あと6年でございますけども、こういったような部分を、さらに煮詰められまして検討をしていただきたいなと思っております。それで、町独自の開催準備委員会みたいなものも立ち上げるでしょうか。まず、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

ご案内のように、8市町村が連携をして開催するということになっております。8市町村の連携が大変重要だというふうに思っておりますので、足並みをそろえていきたい。町としての準備委員会は立ち上げませんが、教育委員会が事務局となって万全を期してまいりたいと考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そのような方向で、ぜひ頑張っていたきたいなど、このように思っております。

また、施設面でございますが、8市町村での今計画のようでございますが、この市町村から、たぶん開催できない市町村が出てくるのではないかなと思われまます。使用する球場が限られているからであります。そういったような部分について、施設面で見劣りする、あるいは、何と申しますか、実際に運営に入った際に支障をきたすような部分があれば大変でございます。

先ほども申し上げましたけれども、すでに設置してから23年も経過するわけでございますので、そういったような部分については、もうすでに芝の管理、芝の手入れ等についても非常に老朽化しておるところでございます。そしてまた、バックスクリーンとか、得点板などについても、今相当進化しておりますけども、現在のものに施設整備を加えていかなければ私はならないのではないのかなと、このように思っております。その施設面で、せっかく内定していながら、葛巻の野球場は使えなかったというふうな形にならないような取り組みが大事ではないのかなと思っておりますが、その点について伺います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

何点か老朽化に伴って心配されるご指摘がありました。例えば芝生のはく離といいますか、少し薄くなっている部分があるというのも十分認識をしておりますが、日常的な管理が大変大事だというふうに思っております。そういった部分につきましては補植をするなどの対策をとっております。バックネットの問題につきましても、平成19年度に一部改修を行っております。運動公園全体で今25,000,000円ということですから、球場にはどれくらいかとなると、ちょっと案分しなければならないのですが、管理をしながら、年次計画的に整備も図っておりますので、今後も日常的な環境整備を含めた管理をしっかりとしながら、28年度の開催に向けて万全を期していきたいと。先ほど町長から答弁ありましたように、現在指摘を受けている部分については、計画的な整備をしなければなりません。それに加えて芝生、あるいはその他の日常的な管理に努めてまいりたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれにいたしましても、この施設面、それから町民からの支援、方策等について、これから少し時間がございますので、十分内容検討をされたうえで、葛巻での国体が良かったと思われるような、ぜひ取り組みをやっていただくことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時04分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。

次に5番、山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは、通告している2点について、町当局の考えをお伺いいたします。

まず1点目ですが、遊休農地についてお伺いします。

面積の86パーセントが森林という地理的条件のもと我が町の農業は発展してきました。畜産に関しては飼養頭数の増頭により、粗飼料生産の自給率を高めることが経営の安定化につながると言われていますが、遊休農地の解消こそが今後町の農業の展望に深く関わってくると思われますが、これまで取り組んできた対策と成果について伺います。

また、地域を見ても農業用機械の大型化により、大型機械の進入が困難な農地は敬遠されています。このように農地までの取付道の拡幅等の工夫がなされなければと思いますが、今後の解消策について伺います。

次に、若い女性に急増中の子宮頸がんは、ワクチンを接種することで約70パーセント予防でき、唯一予防するがんと言われていています。しかしながら、多くの人たちには子宮頸がんに対する知識、ワクチン接種の効果の認識が立ち後れており、子宮頸がんは20代から40代の女性のがん発症率がトップであり、年間15,000人が発症し、約3,500人が亡くなっているという現状であります。10代前半の女兒に対するワクチン接種が効果的であると言われてますが、当町におけるワクチン接種適齢期とされる人数の把握は。

また、接種は半年間に3回の接種と、1人当たり約50,000円前後の負担が足かせとなり、普及の速度が遅いと言われてはいますが、県内では野田村がいち早くワクチンの全額助成を決めておりますし、遠野市は来年度に公費助成でワクチン接種を実施するとしていますが、ワクチン接種に対する町当局の助成の考えについて伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に対してお答えをいたします。

1件目の遊休農地についてお答えをいたします。

まず第1点目の、これまでの対策と成果についてであります。遊休農地対策、いわゆる耕作放棄地対策は、食料の確保、自給率の向上はもとより、国土保全、水源かん養等農業の有する多面的機能の発揮の観点からも重要な基盤である一方、農業者の減少や高齢化の進行により耕作放棄地は増加傾向にあり、その解消を図ることが全国的に大きな課題となっております。

国内の耕作放棄地の動向は、昭和60年まではおよそ130,000ヘクタールと横ばいでありました。平成2年以降増加に転じ、平成17年には埼玉県の面積に相当する380,000ヘクタールまで増加し、農業地域類型別で見ますと、山間農業地域で多い状況となっております。

本町の耕作放棄地の状況は、平成20年度に農業委員会が実施した調査では、草刈りや整地を行えば農地に復旧が可能となる面積が27ヘクタール、復旧に大規模な基盤整備が必要な面積が30ヘクタール、森林、原野化して農業利用が著しく困難と判断される面積が25ヘクタール、合わせて82ヘクタールの面積となっており、農地面積に占める割合は2パーセントとなっております。

農業委員会では、平成16年度から遊休農地解消モデル展示圃を設置して耕作放棄地解消の啓発に努めるとともに、平成20年度からはアクションサポート事業等により、不在地主の遊休農地等を借用しながら、町内の幼稚園児や保育園児とともに、そばまき・収穫まつりを行い、農地や食の大切さ、収穫を喜ぶ心を育む取り組みを行うとともに、耕作放棄地発生防止と解消に向けた啓発看板を国道沿いに設置し、農地の有効活用

と耕作放棄地の解消を図るための啓発に努めてまいりました。

その結果、農家が農地の貸し借り等、集積と併せて解消した面積は、平成16年度126アール、平成17年度99アール、平成18年度8アール、平成19年度11アール、平成20年度43アールと、そのほとんどは町の基幹産業である畜産のための飼料作物の作付けとなっており、大きな解消面積とはなっていない状況にはありますが、耕作放棄地が増える状況にはなっていないものと考えております。

2点目の今後の解消策についてであります。今後は農家戸数の減少と従事者の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地は増加してくることが予想されることから、本年3月に町が中心となって、JA新しいわて、町農業委員会、八幡平農業普及センター、盛岡地域農業共済組合、葛巻町葉たばこ耕作振興会、広域振興局農政部等を構成メンバーとした葛巻町耕作放棄地対策協議会を設置したところであります。

耕作放棄地の解消を図るためには、農地の所有者のみならず、使用する地域農業の担い手や地域農業の関わりなど、現状を把握することも重要であり、今年度は、耕作放棄地の発生防止と解消対策を計画的、効果的に実施していくため、現地調査等を実施して、耕作放棄地解消計画を策定することとしております。

また、県農業会議の嘱託員としてJA新しいわてに配置されている、農地再生コーディネーターと連携し、農業振興上必要な農地の範囲と解消を図るべき、耕作放棄地を明らかにしつつ、岩手県の事業であるいわて農地再生プロジェクト緊急対策事業等を導入しながら、簡易な基盤整備や農地の集積を行い、利用しやすい条件整備にも取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2件目の子宮頸がん予防対策についてであります。子宮頸がんの原因であるウイルスは、ワクチンで予防できる唯一のがんと言われており、昨年12月から一般の医療機関でも接種することが可能となっております。接種対象については10歳以上で、上限は設定されていないようであります。

ご質問のワクチン接種適齢期については、現状では特に定めているものがなく、ワクチンを接種すれば、どの年代でも効果があるものとされています。ただ、子宮頸がんの原因とされるヒトパピローマウイルスの感染を最も効果的に防ぐことができる年齢は、10代前半とされています。適齢期をこの最も効果的に感染を防ぐことができる10代前半と想定した場合、接種対象者は各年代25名前後と見込まれるところであります。

次にワクチン接種に対する助成についてであります。子宮頸がんは、先ほど議員の話にもございましたが、日本では年間15,000人が発症し、約3,500人が死亡しているがんであります。女性特有のがんでは第2位となっております。特に、最近20代から30代の若年層で増加傾向となるなど、大きな課題となっております。

子宮頸がん予防対策としては、従来 of 婦人検診による前がん病変の早期発見、早期治療と、今回の子宮頸がんワクチン接種による予防対策が、極めて重要と認識をいたしております。現在、子宮頸がんに関する知識の普及や検診率の向上に取り組んでいるところであり、子宮頸がんの予防に努めているところであります。

また、ご質問のワクチン接種に対する助成についてでございますが、厚生労働省が公費助成の検討に着手との報道もありますことから、国の検討状況等を踏まえながら接種

対象や接種方法も含め、助成措置のあり方について前向きに検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

先ほど答弁いただきました、草刈りをすればまだ使えるような農地が27ヘクタール、基盤整備をすることによって使える農地が30ヘクタールということではありますが、困難なこの25ヘクタールは大変難しいかとは思いますが、少し手を入れただけでも利用が可能になるのであれば、今年度現地調査するのであれば、またパトロールの実施により農地の難点、例えば基盤の遅れ、あるいは排水の悪さなどが利用されない一因とも思われます。この解消こそが遊休農地の解消にもつながると思います。なおかつ利便性の悪い農地には作付品目を、これまでは畜産農家の農地に集中していたようではありますが、野沢菜の作付け、あるいは野沢菜の作付けは地域においては高齢者の方々の生きがいにもつながっている地域もあるようであります。また、菜の花で菜種油の加工、また廃油を精製してバイオディーゼルに活用ができる、そのことは町が進めるクリーンエネルギーの推進の町としても効果は大きいと思われませんが、この点についてはどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

耕作放棄地対策の一環としての新作物、あるいは現在作付けになっております野沢菜等への転換という話でございます。野沢菜につきましても、現在町としても加工品目の重要な品目として推進しているところでございます。業者さん等とも、業者がその面積の拡大には努めているわけですが、必ずしも耕作放棄地をすぐ畑地化して良い作物がとれるような状況にもないものとも伺ってございます。とはいいながら、ひとつの方向性ではあるのかなと思ってございます。

それから、菜の花、菜種につきましてでございますが、今総務省で現在進めております緑の分権改革があるわけでございます。これは、それぞれの地域が豊かな資源と、それにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史的文化遺産等の価値を把握し、最大限活用することによっての地域の自給力、あるいは創富力を高める地域主導型の地域を目指すというものでございます。鈴木町長もこの緑の分権改革の推進員に委嘱されているものでございます。今町におきましても、この事業に手を挙げておりまして、その中で新たなクリーンエネルギーの生産に結びつけるような賦存量調査、あるいは実証をする予定になってございます。その品目の中に、ひとつには菜種によるバイオエタノール化等を活用した代替燃料についても検討する予定になってございます。なお、採択につきましては今月中に国の方から示される予定になっていると伺ってございます。な

お、菜種そのものの栽培だけの収益を考えると、いろんなデータがあるのですが、なかなか収益的には難しい状況にあるとも伺ってございます。そういった中で、菜種栽培につきましては価格安定法によります調整とか、各種助成制度を活用して収支を合わせているといったような状況と伺ってございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

例えば、先ほどの課長の答弁でありますと、農地をそういうふうに入れて、すぐ良いものができるというわけではないと、普通私たちが農家であっても、やはり手をかけて、肥料をやって、やはり畑を肥やさないというものはならないというのは、それは例えどどういう耕作放棄地がそういうふうになるにしても、やはり手をかけなければならないのは、やはり、そこが実証的なモデルとなると思いますし、野沢菜というのは、ある地域においては高齢者の方々が、もちろん利益があるのでしょうけど、それで温泉に行きたいとか、そういう自分たちが何かをしたいという位置付けのもとで、その野沢菜作りが、ある地域では一生懸命手を入れられているということでもあります。

まず労働力の軽減とか、そういうことを考えたときには、また大型機械が入れないところには、やはりそういうところも推進して、やはりモデル的にやるというには、それくらい手を入れなければならないのではないのでしょうか。

また、先ほど大型機械による、農地に入る進入路が狭いことによって、その農地がなかなか敬遠されがちであるということ、このことについては何か良い方法は考えておられないのか。

議長（中崎和久君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（和野一男君）

基盤の遅れによる遊休農地化、発生原因だということで何か良い方法はないかということでございますが、先ほど町長からも答弁いたしました、岩手農地再生プログラム緊急対策事業のメニューの中に基盤の整備、それから農地の整備等のメニューがあるわけでございます。これらのメニューを利用して、遊休農地の解消を図ってまいりたいと考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

いずれにしても、利便性の高い農地に切り替えていかなければ、耕作放棄地は、これ

までは増加ではないということではありますが、やはり、これからは農家自体も大きくなっており、農業機械も大きくなっていることから、やはり、そういう取付道路があるということが、農地が利用される一番の条件だと思われるので、やはり町としてもそういうところに対して力を入れていかなければ、この問題の解消策にはならないと思いますが、これからも前向きな検討をいただきたいと思います。

続いて子宮頸がんについてであります。先ほど町長から答弁いただきましたが、その10代前半とされる、対象にした場合は25名前後と言われたのは、その点をもう一度お願いします。人数のところを。確認です。

町長は何事に対しても、すごく前向きで積極的でありましたので、前向きな答弁をいただけるかなと思いましたが、国の方とか厚生労働省の方も着手はしているけどなかなか、着手はしたにしても、全国的な予防接種になるには、まだまだ時間がかかるのではないと言われております。できるだけ10代前半であれば感染を予防することができる。だから早め早めの方がいいに越したことはありませんし、また子宮頸がんの予防には、そのワクチン接種と検診がさらに予防効果を上げると言われています。

例えば子宮頸がんの検診状況を町内の年代別に見ると、20代から30代までが、およそ受診率は6パーセント程度、また30代からだと20パーセントから27パーセント、40代からは30パーセントという状況であります。

また県下全般を見ますと、当町の受診率は平成19年が47.7パーセントであり、35市町村中、上の方から7番目です。平成20年度は50.2パーセントであり、35市町村、上の方から4番目、平成21年度は54.15パーセントという状況であります。子宮頸がんの受診率は、県下においては高い方ではありますが、これに満足することなく、受診率を上げていくことが喫緊の課題であると思いますが、この啓蒙普及活動をどう広めていこうとしているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

ただいまの子宮頸がん予防の検診について、どのように受け止めていくかということですが、先ほど議員からお話ありましたとおり、県下においては高い方の検診率というふうなことでございますけども、ただ、この検診率の算出の方法は、平成18年度から算出方法が、前年度の受診者プラス当該年度の受診者で、当該年度の対象者で割るというふうな方向で50何パーセントというふうな数字が出てきているわけですが、しかしながら町のがん検診全体におきましては、子宮がん検診が非常に悪いというふうな状況でございます。その状況につきましては、平成17年度から2年に1度の婦人検診というふうなことがあって、なかなか率が上がらないというふうな状況でございます。そのため、平成21年度から県の女性特有のがん検診推進事業を取り入れ、また、これは特定の年齢ですね、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳に達した女性に対して検診手帳および検診費用を無料として検診の促進を図っているところでございま

す。また、保健師さん等通じまして啓蒙、啓発をしながら、受診率を高めているというふうなことでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

先ほどの答弁でありますと、当町においては国の方の方針を待っての措置となるということでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

現在この子宮頸がん検診につきましては、国の方でも着手しているということでありまますけども、産婦人科予防学会ですか、そちらの方でも要求している。また、関東知事会の方でも国の方に要望しているというふうな状況でありますし、また全国1,710市町村のうち約60自治体がそういうふうな方向に傾いているというふうなことでございます。

ただ、当町では、いわゆるこの子宮がんの原因は100パーセント、ヒトパピローマウイルスによるものだというふうなことが言われていますし、すべての女性の80パーセントが一生に一度は感染すると。ただ、このウイルスは100種類以上の、いわゆるタイプがあって、その中の15種類が、いわゆるこのがんの原因になるものだというふうに言われています。その中でも、いわゆる今回のワクチンは16型と18型で、いわゆるその中のワクチンの、いわゆる6割から7割くらいの原因そのものについて効果があるというふうにされておりますので、このワクチンを接種すれば完全に予防できるものではないというふうなことが、ひとつあります。

そういった中で、このワクチンと併せて、いわゆる定期検診、これが非常に大切でありますし、定期検診で早期発見をして、がんになる前に治療をするというふうなことが極めて大切だということでございますので、10代前半等が非常に効果があるとすれば、やはり保護者、あるいは接種する本人の正しい知識というのが非常に大切でございますので、そのようなものも踏まえながら、前向きに検討していきたいというふうなことでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは、前向きとは言いつつも、また同じ繰り返しになるのですが、国の方の方針

を待っての接種となるのでしょうか。そのことが1点。

あと、確かに啓蒙普及活動は家庭での、やはり母親から子どもに対する、知識を教えるということも大切であります、やはり学校教育の中でも積極的に取り組んでいくことも大事なのではないのでしょうか。まず、その2点について、もう一度お伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答え申し上げます。

町長からも先ほどご答弁申し上げましたように、前向きに検討させていただくというご答弁を申し上げたところでございますが、いずれワクチン接種によりましての効果というのが高く評価もされておるところでございますし、特に性体験前の若い年齢での接種が最も効果も大きいというようなこと等もございまして、実施に向けて前向きに取り組んでいくという、町長からもご答弁申し上げたところでございます。

そしてまた、今国の支援措置といいますか、これを待ったうえでのということでございますが、そういうことではなくて、町の方といたしましてはワクチン接種の、先ほど議員さんもお話ありましたが、住民のこの効果に対する意識とか、住民の意識啓発にも努めながら、そしてまた、来年度に向けての対応ということで、今後病院の先生方とも、この接種の対象年齢等も含めて検討させていただきまして、協議しながら、来年度実施に向けて対処してまいりたいと、このように考えているものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

先ほど課長の方から答弁もありましたけど、確かに100パーセントではないのですが、予防接種することで70パーセントのものが予防できる。あと、そのあと大事なことは検診です。先ほどもありましたが、検診率を高めていくには、これから、どう周知を図っていくのかについて、もう一度答弁をお願いします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

検診率を高めるといふような形、なかなか若い年代の方に検診していただくというふうなことは難しいことではございますけども、いずれ各地におられます保健委員さん、その方々から現在も個別に回りながら啓蒙していただいておりますし、それらも活用し

ながら、また本年度においても昨年度の事業、いわゆる女性特有のがん検診の事業を取り入れて周知を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

そうですね、保健師さんも増員になっておりますし、やはり普段、幼少期から性教育というか、やはり自分たちの身を守るという、そういう学校の教科書では、なかなか教えてもらえないような、そういう特別な啓蒙普及を図るための事業というのも大変重要だと思います。接種することと、また検診をしていくことで予防できるがんであります。1人でも多くの方が罹患することなく、健やかな生活を送れるのであれば、これ以上の幸いはないと思います。

確かに町を挙げて、また家庭の中でも、また学校の幼少期の中からでも、やはり自分たちの身体を守っていくにはどうすればいいのかというのを学校では教えないような、やはり生きていくための、あと自分の身体を守るための教育というのも必要だと思いますが、この点についてもう一度答弁をお願いします。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

小学生の段階における身体の変化、時期的な違いもあります。とは言いつつも、大体小学4年生のあたりから身体の変化についてを中心として、段階を経て中学校まで、それぞれの時期に応じた、いわゆる性教育の指導は行っております。

ただ、この子宮頸がん等の問題につきましては児童、生徒も去ることながら、PTA等を通じて、保護者の正しい知識を持っていただけるような、そんな情報提供に努めていかなければならない、そのように考えております。

5番（山岸はる美さん）

以上で終わります。

議長（中崎和久君）

これで一般質問を終わります。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時00分）